

企業グループ内の自ら処理 に関する検討状況について

平成27年3月9日

環境省

大臣官房廃棄物・リサイクル対策部

第3回投資促進等WGにおける議論

日本経済団体連合会からの御要望事項

企業グループにおける産業廃棄物の処理について、一定の場合には自ら処理とみなし、処理業の許可を不要としていただきたい。

環境省の考え方

1. 排出事業者責任の徹底という観点からは、今回の御要望に関し、企業グループ内における取引の実態を踏まえ、
当該企業グループ全体で排出事業者責任を共有することが制度的に担保できること
企業グループ内外の廃棄物の区別の明確化を制度的に担保できること
の2つの要件が満たされることが必要。
2. これら2つの要件が満たされるのであれば、今回の御要望に対してどのような制度的対応が可能か、個別具体的な事例に即して、関係者とも議論の上、検討を進めてまいりたい。

第3回投資促進等WG後の対応

日本経済団体連合会との協議

第3回投資促進等WG（平成26年11月20日）の後、日本経済団体連合会との間で協議を行っており、主に以下のような論点について、議論を進めているところ。

- Ø 自ら処理の場合と同等の規制をどのように担保するか。
- Ø 排出事業者責任の共有の在り方。

主な検討課題

グループ会社による産業廃棄物の処理についても、自ら処理の場合と同等の規制がかかることが必要。

	排出事業者が 自ら処理する場合	グループ会社による処理について、 単に廃棄物処理法上の許可を不要とした場合
処理基準の対象	○	× (現行制度上、 <u>処理基準の適用は 排出事業者及び許可業者のみ</u>)
報告徴収の対象 (第18条)	○	○
立入検査の対象 (第19条)	○	○
処理基準違反に対する 改善命令の対象 (第19条の3)	○	× (現行制度上、改善命令は、 <u>処理基準違反のみが対象</u>)
措置命令の対象 (第19条の5) (生活環境保全上の支障 が生じ、又は生ずるおそ れがあると認められる場 合のみ)	○	○

主な検討課題

廃棄物処理法は個別の事業者を規制対象として想定しており、企業グループを規制対象として想定していないため、排出事業者責任の共有が必要。

- Ⅰ 例えば、グループ会社の廃棄物処理法違反があった場合、当該グループ内のどの範囲まで欠格要件()に該当することとするのか。
- Ⅰ 例えば、子会社による不適正処理があった場合における、親会社に対する改善命令等の行政処分への取扱い。

欠格要件とは、申請者の一般的適性について、法に従った適正な業を遂行することが期待できない者を類型化して排除することを趣旨とする制度であり、破産者や罰金刑・禁錮刑に処せられた者のうち一定の者等が該当する。

今後の段取りスケジュール(想定)

- u 具体的な対応について、引き続き、日本経済団体連合会と議論。



- u 上記の議論の結果も踏まえ、平成22年改正廃棄物処理法附則に基づく施行5年後の見直しの一環として、中央環境審議会等において、有識者・関係団体等も交えて検討。